

○関西学院キャンパス・ハラスメント等相談センター規程

2021年3月12日

理事会承認

(相談センターの設置)

第1条 この規程は、「関西学院キャンパス・ハラスメント等防止規程」（以下、「防止規程」という。）第6条第1項第2号に基づき、「キャンパス・ハラスメント等防止委員会」（以下、「防止委員会」という。）の下に設置される「キャンパス・ハラスメント等相談センター」（以下、「相談センター」という。）について定める。

(相談センターの目的)

第2条 相談センターは、学生等と教職員が個人として尊重され、人権を阻害されることなく就学、教育、研究及び就労ができるよう、関西学院（以下、「学院」という。）におけるキャンパス・ハラスメント等の防止・解決のための実務を行うことを目的とする。

(相談センターの業務)

第3条 相談センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- 1 キャンパス・ハラスメント等の防止のための広報・研修に関する事項
 - 2 キャンパス・ハラスメント等の相談に関する事項
 - 3 相談センター運営委員会に関する事項
 - 4 キャンパス・ハラスメント等の救済・再発防止のために、防止規程第11条第3項の調整等、必要な措置に関する事項
 - 5 キャンパス・ハラスメント等の調査に関する事項
 - 6 その他、前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 相談センターは、前項の業務を遂行するにあたり、関係部局の協力を求めることができる。

(相談センターの構成)

第4条 前条の業務を行うために、相談センターに次の構成員を置く。

- 1 相談センター長 1名
 - 2 相談センター副長 若干名
 - 3 専門相談員 若干名
- 2 相談センター長は、相談センターの業務を統括する。
- 3 相談センター副長は、相談センター長の職務を補佐する。
- 4 専門相談員は、相談センター長の監督の下に、相談業務その他に従事する。

(相談センター構成員の任用)

第5条 相談センター長は、理事長、院長、学長及び宗教総主事が協議の上、理事長が任命する。

2 相談センター副長は、相談センター長の推薦により、理事長が任命する。

3 相談センター長及び相談センター副長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、その在任期間は連続して4年を超えることはできない。

(運営委員会の設置)

第6条 相談センターの円滑な運営のために、相談センターに「キャンパス・ハラスメント等相談センター運営委員会」(以下、「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の業務)

第7条 運営委員会は、次の業務を行う。

- 1 相談センターの管理運営に関する事項
- 2 その他、相談センター業務に関する重要事項

(運営委員会の構成)

第8条 運営委員会は、次の運営委員で構成し、委員長は相談センター長とする。

- 1 相談センター長
 - 2 相談センター副長
 - 3 専門相談員 若干名
 - 4 相談センター長の推薦により理事長が任命する教職員 若干名
- 2 前項第4号の運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て常務委員会にて決定する。

附 則

- 1 この規程は、2021年(令和3年)4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、「関西学院大学ハラスメント相談センター規程」は廃止する。
- 3 この規程は、2022年(令和4年)4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2024年(令和6年)4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2025年(令和7年)4月1日から改正施行する。

了解事項

相談センターに専任職員が配置されるまでの間、必要な事務はコンプライアンス推進部が行う。